

令和2年長審第13号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年5月1日06時12分

針尾瀬戸

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA モーターボートB

総トン数 4.1トン  
登録長 10.80メートル 3.64メートル  
機関の種類 ディーゼル機関 電気点火機関  
出力 213キロワット 9.9キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部やや後方に船室及び操舵室を有し、操舵室前部中央に舵輪及び舵角指示器、右舷側に機関計器盤及び機関操縦レバーをそれぞれ備え、舵輪前方の棚に魚群探知機能の付いたGPSプロッターを装備し、舵輪後方に操縦席を設けたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、家族等4人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、夜釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年4月30日16時00分長崎県川棚西部漁港三越地区を発し、17時頃から同県片島西方沖合で釣りを行ったのち、長崎県黒島南方沖合の釣り場へ移動し、18時頃から錨泊して釣りをを行い、翌5月1日05時30分同釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、Aは、13ノット以上の速力で航行すると船首が浮上し、操舵室中央の操縦席からの見通しは、船首を挟んで右舷側及び左舷側にそれぞれ約9度の範囲で船首方に死角が生じたものの、平素、a受審人は、船首を左右に振ることで同死角を解消していた。

a受審人は、同乗者1人を船室で、他の3人を船尾甲板でそれぞれ休息させ、自身は操縦席に腰を掛けて操船し、GPSプロッターを作動させ、長崎県佐世保港に向けて東行後、同港の港域を通過して針尾瀬戸北口に至り、同瀬戸の早埼沖合を一見して釣り船を見掛けなかったことから、06時09分針尾瀬戸弁天島灯台（以下「弁天島灯台」という。）から315度（真方位、以下同じ。）1.40海里の地点で、針路を早埼沖合に向く158度に定め、機関を回転数毎分1,900

にかけ、16.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、06時09分半僅か過ぎ弁天島灯台から312.5度1.25海里の地点に達したとき、正船首1,230メートルのところに、Bを視認することができ、その後、ほとんど移動しないことから漂流中であることが分かり、同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針前に一見して早埼沖合に釣り船を見掛けなかったことから、航行の支障となる船舶はいないものと思い、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a 受審人は、Bを避けることなく進行し、06時12分弁天島灯台から289度1,330メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首が、Bの右舷船首部に90度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで、風力1の南南東風が吹き、佐世保港の潮候は下げ潮の中央期で、針尾瀬戸は憩流時期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、無蓋で、船首部に物入れ、中央部にいけす、船尾部に物入れを上甲板下にそれぞれ有し、船尾に船外機を装備して、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を船首部の物入れに備えた、FRP製モーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.15メートル船尾0.50メートルの喫水をもって、同日05時25分長崎県瀬川港を発し、針尾瀬戸に向かった。

ところで、b 受審人は、平素から針尾瀬戸の憩流時期に早埼沖合で漂流して底釣りを行うことが多く、そのときに航行中の小型船が漂流

中の自船を避けることを経験していた。

b受審人は、川内浦を北上して針尾瀬戸の早埼沖合に至り、05時35分前示衝突地点付近で、船首を西南西方に向け、機関を中立運転として漂泊し、左舷船尾甲板で椅子に腰を掛け、左舷側を向いて釣りを始めた。

b受審人は、06時09分半僅か過ぎ衝突地点で、船首が248度を向いていたとき、右舷正横1,230メートルのところに自船に接近するAを初めて視認し、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、相手船は小型船なのでこれまで同様に漂泊中の自船を避けるものと思い、Aから目を離して釣りに集中し、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かないまま、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b受審人は、釣りをを行いながら漂泊を継続中、右舷正横至近にAを認め、危険を感じて左舷船尾方に飛び込み、Bは、船首が248度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首材に擦過傷を、Bは、船首部の折損等をそれぞれ生じ、のちにBは廃船処理された。

#### (航法の適用)

本件は、針尾瀬戸において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

また、衝突地点付近の海域は、可航幅が約400メートルの狭い水道等に当たることから、予防法第9条の適用が考えられるが、本件に適用

される航法規定はない。

予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないから、本件は、同法第38条及び第39条を適用し、船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、針尾瀬戸において、航行中のAが、見張り不十分で、漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、針尾瀬戸において、同瀬戸北口から早埼沖合に向けて航行する場合、船首方に死角が生じていたから、前路の他船を見落とすことがないように、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針前に一見して早埼沖合に釣り船を見掛けなかったことから、航行の支障となる船舶はいないものと思い、死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂流中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、針尾瀬戸において、早埼沖合で釣りのために漂流中、自船に接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、相手船は小型船なのでこれまで同様に漂流中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失によ

り，同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず，避航を促す音響信号を行わず，衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続けて衝突を招き，A，B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては，海難審判法第3条の規定により，同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年1月18日

長崎地方海難審判所

審判官 覺 前 修